

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和 6 年度 第 2 回評議員会 議事録

評議員会の決議があったものとみなされた日 令和 7 年 3 月 31 日
評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事(会長) 長田 淳
議事録作成に係る職務を行った理事 代表理事(会長) 長田 淳
評議員総数 11 名

(評議員会の決議の目的である事項)

第 1 号議案 評議員選定委員会委員の互選について

(評議員へ報告を要する事項)

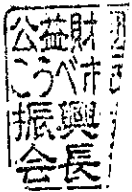
報告事項 評議員の辞任について

令和 7 年 3 月 22 日、代表理事(会長)長田淳が、評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和 7 年 3 月 31 日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 194 条第 1 項(定款第 19 条第 4 項)に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 7 年 3 月 31 日

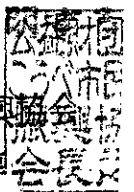
代表理事(会長) 長 田



令和6年度第2回評議員会 議 案 書

本書は原本と相違ないことを証

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
会長 長 田 淳



公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

第1号議案 評議員選定委員会委員の互選について

神戸商工会議所参事役 平岡靖敏氏の令和7年3月31日付評議員辞任に伴い、定款第11条第2項及び評議員選定委員会規程第3条に基づく評議員選定委員会委員について、評議員の互選により選任する。

評議員選定委員会委員候補
市 橋 祐 子 評議員

任期について令和7年4月1日より、令和11年3月31日まで。

(参考)

「定款」(抜粋)

第11条 第1項 略

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

「評議員選定委員会規程」(抜粋)

第3条 定款第11条第2項で定める委員のうち、評議員1名は評議員の互選により、監事1名及び事務局員1名は会長が、それぞれ選任する。

報告事項

1. 評議員の辞任について

(辞任する評議員)

令和7年3月31日付

平岡 靖敏 評議員 (神戸商工会議所 参事役)

